

〇〇〇 会則（例）

（名称及び活動の場）

第1条 本会は、〇〇〇と称し、主な活動の場を△△△とする。

（目的）

第2条 本会は、食の提供や体験活動等を通して子どもたちの居場所づくりを行うことで、子どもが健やかに育成される環境整備を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）子どもへの食の提供等を通じた居場所づくり
- （2）その他目的達成のために必要な事業

（会員）

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同し、参加するものとする。

（役員の構成及び任期）

第5条 本会に次の役員を置く。役員は、会員の中から互選するものとする。

- （1）代表 1人
- （2）会計 1人
- （3）会計監査 1人

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 会計は、本会の会計を担当する。

3 会計監事は、本会の会計経理を監査する。

（運営会議）

第7条 本会の運営に関する重要な事項を決定する際は、運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

2 運営会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（経費等）

第8条 本会の経費は、助成金その他の収入金をもって支弁する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（会則の改廃）

第9条 この会則を改廃しようとするときは、運営会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

（細則）

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

附 則

この会則は、令和〇年〇月〇日から施行する。